

東京都造林補助事業における鳥獣害防止施設等整備実施基準

平成 28 年 4 月 1 日 28 産労農森第 168 号
一部改正 令和 5 年 4 月 1 日付 5 産労農森第 46 号

1 趣旨

東京都造林補助事業における鳥獣害防止施設等整備については、東京都造林補助事業実施要綱（令和 5 年 3 月 30 日付 4 産労農森第 1201 号）、東京都造林補助事業費補助金交付要綱（令和 5 年 3 月 30 日付 4 産労農森第 1202 号）、東京都造林補助事業実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付 4 産労農森第 1203 号）及び東京都造林補助事業施業基準（令和 5 年 3 月 30 日付 4 産労農森第 1205 号）によるほか、下記により実施するものとする。

2 採択基準

- (1) 野生鳥獣による被害が継続している地域において実施するものとする。
- (2) 東京都造林補助事業における人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐のいずれかの施業と一体的に実施する施設等整備であること。当該鳥獣害防止施設等整備と一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって 2 年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して 5 年後までの間に実施できるものとする。
- (3) 獣害防護柵の設置に当たっては、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で設置する簡易な工作物とし、保護すべき施工地（予定地を含む。）が小規模・分散している場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。
- (4) 鳥獣害防止施設の改良については、次に掲げるすべての要件を満たすこととする。
 - ア 市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域であること。
 - イ 東京都が作成する標準仕様を満たす仕様（過去に示されていたものを含む。）に相当すると認められる鳥獣防護柵の復旧であること。
 - ウ 暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害（降雨による被害にあつては、最大 24 時間雨量が 80 ミリメートル以上である場合に生じた被害をいう。暴風による被害にあつては、最大風速が 15 メートル以上であった場合に生じた被害をいう。）を受けたものであること。
 - エ 支柱、網及び付帯する部品が完全に設置していた場所からなくなっていること。

2 対象作業種

獣害防護柵設置及び食害保護資材

3 仕様等

東京都が作成する標準仕様を満たす仕様であること。

4 資材費の実勢価格の確認

次年度の標準単価設定の参考とするため、事業主体は、補助金申請時に資材購入に係る領収書の写し等を東京都に提出すること。

5 維持管理

- (1) 維持管理は、原則として事業主体が実施すること。また、当該施設が不要になった際は、事業主体の責任により適切に処分すること。
- (2) 定期的に見回りを実施し、台風や積雪等により当該施設が被害を受けた場合には、速やかに現地を把握した上で、必要な補修等を行うこと。
- (3) 必要な維持管理を怠ったことにより、補助目的を達成することが困難となったことが明らかになった場合は、当該鳥獣害防止施設等整備及びこれと一体的に実施することとされている施業について交付を受けた補助金相当額を返還すること。

6 その他

- (1) 申請は事後申請方式とする。ただし、予算及び仕様等の確認のため、計画の時点から東京都と相談の上実施すること。
- (2) 自然公園内における工作物新築に関する許可または届出、保安林内の作業許可等、関係法令を遵守し、必要な手続きを行うこと。

附則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。